

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西蒲区	(略) ケアハウス 白寿荘 西 <u>特別養護老人ホーム ゆきわりの里</u>	(略) 新潟市西蒲区巻 甲4363 <u>新潟市西蒲区橋 本1003-1</u>	新潟市西蒲区	(略) ケアハウス 白寿荘 西	(略) 新潟市西蒲区巻 甲4363
(略)			(略)		
妙高市	(略) 特別養護老人ホーム ブナの里 特別養護老人ホーム <u>あいれふ妙高</u>	(略) 妙高市大字西田 屋新田247 <u>妙高市大字除戸 243番地</u>	妙高市	(略) 特別養護老人ホーム ブナの里	(略) 妙高市大字西田 屋新田247
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。